

# いじめ防止基本方針

令和7年4月  
羽咋市立邑知中学校

## 目 次

<b>第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの未然防止	1
① いじめを許さない雰囲気づくり	
② 分かる授業づくりの推進	
③ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定	
(2) いじめの早期発見	2
① アンケート調査や教育相談の実施	
② 教師と生徒の信頼関係の構築	
③ 家庭や地域との連携	
④ 教職員間の情報共有	
(3) いじめへの対処	2
① 組織的な指導体制の確立	
② 関係機関との連携	
③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
<b>第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>	4
1 いじめの防止等のために実施する施策	4
(1) いじめ問題対策委員会の設置（常設）	4
① 目的	
② 構成	
③ 役割	
(2) いじめの防止等の具体的な取組	5
① 授業改善に関する取組	
② 道徳教育や人権教育等の充実	
③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
④ 生徒会の取組	
⑤ 情報モラル教育の充実	
⑥ アンケートや教育相談	
⑦ 校内研修の実施	
⑧ 家庭や地域との連携	
⑨ 年間指導計画表	

(3) いじめの早期発見に関する留意事項	8
① 学校で分かるいじめ発見のポイント	
② 家庭で分かるいじめ発見のポイント	
(4) いじめへの対処に関する留意事項	11
① いじめられている生徒への対応	
② いじめをしている生徒への対応	
③ いじめられている生徒の保護者への学校の対応	
④ いじめをしている生徒の保護者への学校の対応	
⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応	
 2 重大事態への対処	13
(1) 重大事態の発生と報告	13
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
(2) 重大事態の調査	14
(3) 調査結果の提供及び報告	14
① いじめられた生徒及びその保護者への適切な情報提供	
② 調査結果の報告	
 第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項	15
1 学校いじめ防止基本方針の公表	15
2 主な相談機関の案内	15

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

#### ① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで全教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### ② 分かる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。

#### ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

#### ④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

#### (2) いじめの早期発見

生徒のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずいじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないよう注意する。

##### ① アンケート調査や教育相談の実施

毎月のアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

##### ② 教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と生徒の信頼関係の構築の上でありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、デイリーライフ等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、生徒が教職員に相談してきた場合に、その思いをしっかり受け止められるよう日頃より配慮する。

##### ③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、地域の方々等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

##### ④ 教職員間の情報共有

いじめや生徒の変化について集まった情報については、全教職員で共有する。

#### (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことには主眼を置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## ① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策委員会」を常設する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策委員会」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

## ② いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。

ア いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## ③ 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って羽咋市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

## ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する施策

#### (1) いじめ問題対策委員会の設置（常設）

##### ① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

##### ② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年代表等とし、学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる職員等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

##### ③ 役割

###### ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡回と情報の共有・報告 等

###### イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全教職員に対する周知と啓発
- ・P D C A サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

###### ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・生徒会が主体となった取組の推進
- ・P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

###### エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・アンケート調査の情報を集約し対応を検討
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

###### オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

## 力 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用 等

## キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員や外部関係諸機関と連携した対応 等

### (2) いじめの防止等の具体的な取組

#### ① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

##### 【取組】

- ・通年で授業巡回を行い、いつでも教職員がお互いの授業や他クラスの生徒の様子を見合えるようにする。
- ・学校全体で学習規律の徹底について共通理解する。また、学習規律確立週間を設け、チャイムと同時に授業がスタートできるよう指導する。
- ・生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・授業における「居場所づくり」「絆」づくりを意識した言葉かけを行う。

#### ② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

##### 【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・道徳教育の年間指導計画を週案に綴り、内容項目を確認しながら進める。
- ・学年ごとに、共通実践を行い、授業の充実を図る。
- ・道徳通信を発行し、家庭への情報を発信する。

#### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

##### 【取組】

- ・宿泊体験活動、体育祭、文化祭等でより多くの生徒に役割を与える。
- ・生徒会の専門委員会活動等を充実させる。
- ・生徒会中心のボランティア活動を計画的に行う。

#### ④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

##### 【取組】

- ・ピアカウンセリングを行う。
- ・毎月の生活目標を意識した専門委員会活動を行う。

#### ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

##### 【取組】

- ・外部の講師を招き、ネットいじめ防止講演会を実施する。
- ・折に触れて、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

#### ⑥ アンケートや教育相談

毎月の生活アンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

##### 【取組】

- ・毎月「楽しい学校生活を送るために」アンケートを実施し、情報や生徒の状況を把握し、対応する。
- ・学期に1回「悩み相談アンケート」を実施し、結果をもとに学級担任が教育相談で対応する。
- ・各種調査結果をもとに、生徒理解の会を開催し、共通理解を図る。

#### ⑦ 校内研修の実施

全教職員の共通認識を図るためにいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

##### 【取組】

- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組を実践する。

#### ⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点を説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

##### 【取組】

- ・各学期での保護者懇談において、生徒の状況について情報交換をする。
- ・家庭訪問や電話連絡にて情報を共有する。

## ⑨ 令和7年度 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関する取組							
		①授業改善に関する取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 交通安全教室	校内研修会 今年度の取組の共通理解 学習オリエンテーション	重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の確認	特別活動の全体計画・年間計画の確認		情報モラル教育 年間指導計画の確認	学校生活アンケート	職員会議(学校いじめ防止基本方針の周知)	
5		校内研修 研究授業			なぎさクリーン運動	情報機器調査	悩み相談アンケート 教育相談 Q-Uアンケート 学校生活アンケート		学校いじめ防止基本方針の周知
6				ピアカウンセリング			学校生活アンケート	校内研修会(いじめ対応アドバイザー)	学校評議員会
7	終業式 保護者懇談	研究授業	道徳の時間の実施状況の確認		なぎさクリーン運動 クリーン活動		学校生活アンケート 保護者アンケート		
8		2学期の取組の共通理解					学校生活アンケート	校内研修会(いじめ対応アドバイザー)	
9	始業式	学習オリエンテーション 計画訪問A		ピアカウンセリング	福祉施設訪問ボランティア	情報機器調査	学校生活アンケート		親子奉仕作業 資源回収 学校評議員会
10	体育祭 文化祭			体育祭・文化祭ふり返り			学校生活アンケート Q-Uアンケート		
11	教育ウィーク	校内研修				ネットいじめ防止講演会	悩み相談アンケート 教育相談 教科相談 学校生活アンケート		
12	保護者懇談 終業式	校内研修 3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認				学校生活アンケート 保護者アンケート	校内研修(いじめ対応アドバイザー)	
1	始業式 新入生説明会	学習オリエンテーション 計画訪問C				情報機器調査	学校生活アンケート	校内研修会(各種調査結果の分析)	学校評議員会
2		校内研修	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	特別活動の全体計画・年間計画の見直し	トイレ清掃ボランティア	情報モラル教育の年間指導計画の見直し	悩み相談アンケート 教育相談 教科相談 学校生活アンケート		
3	卒業式 終業式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認				学校生活アンケート アンケートの見直し	校内研修会(次年度の取組)	
通年		深い学びに向けた授業改善	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施	生徒会の委員会活動の充実	あいさつ運動 エコスクール	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施	いじめ対策委員会		学校だより 保護者への連絡

